

1. はじめに **1**

- (1) 中間報告の目的1
- (2) これまでの審議経過1

2. 今般の司法制度改革の基本的理念と方向 **3**

- (1) 21世紀の「この国のかたち」3
 - 「この国のかたち」と法の支配3
 - 自由で公正な社会と個性の実現4
- (2) 司法に期待される役割5
 - 日本国憲法における司法権5
 - 「公共性の空間」の再構築と司法の役割6
 - 「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割7
 - 「国民が支える司法」の実現8
- (3) 改革の眼目9
 - 改革の三つの柱 人的基盤の拡充、制度的基盤の整備、国民的基盤の確立
.....9
 - 人的基盤の拡充9
 - 制度的基盤の整備10
 - 国民的基盤の確立11

3. 人的基盤の拡充 **11**

- (1) 法曹の質と量の拡充11
 - ア 新たな法曹養成制度の構築12
 - (ア) 法科大学院13
 - a. 目的、理念13
 - (a) 目的13
 - (b) 教育理念13
 - (c) 制度設計の基本的考え方14
 - b. 法科大学院制度の要点15
 - (a) 設置形態15

(b)	標準修業年限	15
(c)	入学者選抜	15
(d)	教育内容	16
(e)	教育方法	16
(f)	教員組織	17
(g)	学位	18
c.	公平性、開放性、多様性の確保	18
d.	設立手続及び第三者評価（適格認定）	18
e.	関係者の責任	19
(イ)	司法試験	19
a.	受験資格	19
b.	試験方式及び内容	19
c.	移行措置	20
(ウ)	司法修習	20
a.	修習の内容	20
b.	司法研修所	20
(エ)	継続教育	20
イ	法曹人口の拡大	21
ウ	裁判所、検察庁の人的体制の充実	22
(2)	弁護士制度の改革	23
ア	国民が求める弁護士像（その資質と能力）	23
イ	改革の視点と具体的方策の検討の方向性	23
(ア)	公益性に基づく社会的責務の実践等	24
(イ)	弁護士の活動領域の拡大	25
(ウ)	弁護士倫理の強化と弁護士自治	25
(3)	裁判官制度の改革	26
ア	当審議会の基本的認識	26
イ	国民が求める裁判官像（その資質と能力）	27
ウ	改革の視点と具体的方策の検討の方向性	27
(ア)	給源の多様化、多元化	28
(イ)	裁判官の任命手続の見直し	28
(ウ)	裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）	28

4. 制度的基盤の整備

29

(1) 利用しやすい司法制度	29
ア 弁護士へのアクセス拡充	29
(ア) 法律相談活動等の充実	30
(イ) 弁護士費用（報酬）の透明化、合理化	30
(ウ) 弁護士情報の公開	30
イ 法的サービスの内容の充実	31
(ア) 弁護士業務の質の向上、執務態勢の強化	31
(イ) 隣接法律専門職種との関係 / 企業法務などとの関係	31
(ウ) 弁護士の国際化 / 外国法事務弁護士等との関係	32
ウ 裁判所へのアクセスの拡充	33
(ア) 利用者の費用負担の軽減	34
a. 提訴手数料等	34
b. 弁護士報酬の敗訴者負担制度	35
c. 訴訟費用保険	35
(イ) 裁判所の利便性の向上	36
a. 裁判利用相談窓口（アクセス・ポイント）の拡充	36
b. 人事訴訟の家庭裁判所への移管	37
c. 簡易裁判所の事物管轄、少額訴訟の上限額の見直し	37
d. 裁判所の配置の在り方	38
e. 裁判所等への情報技術（IT）の導入	38
f. 開廷日・開廷時間の柔軟化	39
(ウ) その他	39
a. 懲罰的損害賠償制度	39
b. クラスアクション制度、団体訴権制度	40
エ 民事法律扶助の拡充	40
オ 裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化	41
(ア) ADRの拡充・活性化のための基盤整備	42
(イ) ADRと裁判手続との連携強化	42
カ 司法に関する情報公開の推進	43
キ 分かりやすい司法の実現	44
(ア) 基本法制の整備	44

(イ) 司法教育の充実	45
(2) 国民の期待に応える民事司法の在り方	45
ア 民事司法に対する国民の期待	45
イ 民事訴訟の充実・迅速化	45
(ア) 計画審理	46
(イ) 証拠収集手続の拡充	47
ウ 専門的知見を要する事件への対応強化	48
(ア) 専門家の活用	48
a. 鑑定制度の改善	48
b. 専門委員、専門参審制など専門家の関与	49
c. 弁護士、裁判官の専門化等	50
(イ) 知的財産権関係事件への対応強化	50
(ウ) 労働関係事件への対応強化	50
(エ) その他	51
エ 民事執行制度の強化 - 権利実現の実効性の確保	51
オ 司法の行政に対するチェック機能の強化	52
(3) 国民の期待に応える刑事司法の在り方	53
ア 刑事司法に対する国民の期待 - その使命・役割 -	53
(ア) 実体的真実発見（事案の真相の解明）と適正手続の保障	53
(イ) 犯罪者の改善更生、被害者等の保護	53
イ 刑事裁判の充実・迅速化	54
(ア) 弁護体制等の整備	54
(イ) 第一審の審理期間や公判期日の開廷間隔(上限)の法定について	55
(ウ) 争点整理手続の在り方	55
(エ) 証拠開示（主に検察官による証拠開示について）	55
(オ) 裁判所の訴訟指揮権の実効性を確保するための方策について	56
(カ) 直接主義、口頭主義の実質化（公判の活性化）のための方策	56
(キ) 争いのある事件とない事件の区別（捜査・公判手続の合理化、効率化ないし重点化のために考えられる方策）	56
ウ 被疑者・被告人の公的弁護制度の在り方	57
(ア) 公的費用による被疑者弁護制度について	57
a. 導入の意義、必要性	57

b. 導入のための具体的制度の在り方	57
(イ) 少年審判手続における公的付添人制度	58
エ 新たな時代における捜査・公判手続の在り方	58
(ア) 新たな時代に対応し得る捜査・公判手続の在り方（具体的方策）	58
a. 刑事免責制度等の新たな捜査手法の導入	58
(a) 刑事免責制度の導入の是非	58
(b) 参考人の協力確保のための方策、参考人保護のための方策	58
b. 国際捜査・司法共助制度の拡充強化	59
(イ) 被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題	59
a. 被疑者・被告人の身柄拘束に関連して指摘されている問題点への対応	59
b. 被疑者の取調べの適正を確保するための措置について	59
(ウ) 検察官の起訴独占、訴追裁量権の在り方	60

5. 国民の司法参加 - 国民的基盤の確立 - 60

(1) 意義	60
ア 司法参加拡充の必要性	60
イ 司法参加拡充の視点	61
(2) 参加拡充の在り方	61
ア 裁判手続への参加	61
(ア) 訴訟手続への新たな参加制度	61
(イ) 現行の参加制度の改革	63
イ 裁判官選任過程等への参加	63
ウ 裁判所、検察庁、弁護士会運営への参加	64
エ その他	64
(ア) 検察審査会	64
(イ) 保護司	65

6. おわりに - 最終意見に向けて - 65